

訪問看護利用料金表(医療保険) 令和8年6月

独立行政法人地域医療機能推進機構
横浜中央病院附属訪問看護ステーション

1. 基本料金

		金額	基本料金(利用者負担額)		
			1割	2割	3割
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日までの利用	5,550円	555	1,110	1,665
	週4日以降	6,550円	655	1,310	1,965
精神科訪問看護基本療養費	週3日まで30分以上の場合	5,550円	560	1,110	1,670
訪問看護基本療養費Ⅲ	入院中1回の外泊	9,030円	903	1,806	2,709
機能強化型訪問看護管理療養費3	月の初日	8,700円	870	1,740	2,610
	月の2日目以降	3,010円	301	602	903
訪問看護物価対応料 ※1	月の初日の訪問の場合	60円	6	12	18
(訪問看護管理療養費に上乘せ)	月の2日目以降の訪問の場合(1日につき)	20円	2	4	6
難病等複数回訪問加算	1日に2回	4,500円	450	900	1,350
	1日に3回以上	8,000円	800	1,600	2,400
緊急訪問看護加算	1日につき月14日目まで	2,650円	265	530	795
	月15日目以降	2,000円	200	400	600
複数名訪問看護加算	週1回まで看護師	4,500円	450	900	1,350
長時間訪問看護加算	90分を超える場合週1回まで	5,200円	520	1,040	1,560
24時間対応体制加算	月1回	6,520円	652	1,304	1,956
特別管理加算 ※2	重症度等の高い場合	5,000円	500	1,000	1,500
※3	上記以外の場合	2,500円	250	500	750
退院時共同指導加算		8,000円	800	1,600	2,400
特別管理指導加算		2,000円	200	400	600
退院支援指導加算 ※4		8,400円	840	1,680	2,520
	上記以外の場合	6,000円	600	1,200	1,800
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	1回(月2回まで)	2,000円	200	400	600
訪問看護情報提供療養費	月1回	1,500円	150	300	450
訪問看護医療情報連携加算	月1回	1,000円	100	200	300
訪問看護ターミナルケア療養費※5	死亡月	25,000円	2,500	5,000	7,500
夜間・早朝訪問看護加算	夜間18:00~22:00	2,100円/回	210	420	630
	早朝6:00~8:00	2,100円/回	210	420	630
	深夜22:00~6:00	4,200円/回	420	840	1,260
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)※6	月1回	1,830円	183	366	549
交通費			300円/回		
	公共機関使用の場合		実費		

2. その他

1時間30分を超える訪問看護料	30分につき2,000円を介護保険・医療保険の基本料金に加算
エンゼルケア(死後の処置)	20,000円
介護保険外サービス	利用者負担 10割

※ 日常生活用具・物品・衛生材料等は実費となります

※ キャンセルにつきましては、サービス利用の当日午前9時までは無料。ご連絡のない場合は当該基本料の10%を請求させていただきます

※1 物価上昇に段階的に対応するため、令和8年度診療報酬改定で新設(令和9年度にも上乘せ)

※2 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、又は在宅強心剤持続投与指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある者

※3 在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態にある者、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者、真皮を超える褥瘡の状態にある者、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者 他

※4 退院日当日に療養上必要な指導を長時間行う訪問看護を提供した対象者

※5 死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合に算定

※6 令和8年度診療報酬改定に伴い、訪問看護ステーションに勤務する看護職員の賃金改善を実施している状況を評価し算定

◎料金は加入保険の負担割合(1割～3割)により算定します。

◎利用者負担額は、請求額合計の10円未満は四捨五入となります。

介護保険の要支援・要介護認定を受けた方でも、次の場合は自動的に適用保険が医療保険に変更になります

1.厚生労働大臣が定める疾病等の場合(別表7)

- ①末期の悪性腫瘍②多発性硬化症③重症筋無力症④スモン⑤筋萎縮性側索硬化症⑥脊髄小脳変性症⑦ハンチントン病
- ⑧進行性筋ジストロフィー症⑨パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の者に限る))
- ⑩多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)⑪プリオン病⑫亜急性硬化性全脳炎
- ⑬ライソゾーム病⑭副腎白質ジストロフィー⑮脊髄性筋萎縮症⑯球脊髄性筋萎縮症⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ⑱後天性免疫不全症候群⑲頸髄損傷⑳人工呼吸器を使用している状態